

# 入札説明書

(入札後資格確認型一般競争入札用)

## 1 入札後資格確認型一般競争入札について

入札後資格確認型一般競争入札（対象は、予定価格100万円超2億4千万円未満）は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わずに、紙による入札書持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により入札書を提出し、開札を行った後、最低入札価格提示者（予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって提示した者のうち最低価格を提示した者をいう。以下同じ。）から一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出を受けて入札参加資格を有することを確認した上で、落札決定し、契約を締結するものである。

なお、最低制限価格を設定するもので次に掲げる場合は、次順位の入札価格提示者について入札参加資格の有無を確認することとし、以下同様とする。

- (1) 最低入札価格提示者が入札参加資格を有していないと確認した場合
- (2) 最低入札価格提示者の入札が無効の場合

## 2 入札参加資格条件等に係る共通事項

### (1) 入札参加資格

入札公告に掲げる他、次の要件に該当する者

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び公益財団法人広島市農林水産振興センター契約規則第3条第2項に該当していないこと。
- イ 公告の日現在から開札までの間において、営業停止処分（本件入札に参加することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は広島市の指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 次のいずれにも該当していないこと。
  - ① 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）
  - ② 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- エ この入札に参加しようとする他の有資格業者のうちに、後記の6(4)アのいずれかに掲げる資金的関係又は人的関係において密接な関係を有する者（資金的関係又は人的関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）がないこと。
- オ 次に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第28条第1号及び第2号イからオまでの規定により選定することができない者に該当していないこと。
  - ① 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
  - ② 明らかに法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、広島市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると判断される者
  - ③ 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、広島市の契約の相手方として不相当であると認められる者
  - ④ 1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者
  - ⑤ 広島市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者
- カ 業務を受注したならば、業務を履行するための下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。）の全てにおいて、広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第44条第1項各号に掲げる者がその当事者となることがないように、必要な措置を講ずることができる者であること。
- キ 業務を受注したならば、業務を履行するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないように、必要な措置を講ずることができる者であること。

### (2) その他

入札公告に掲げる入札参加条件等及び本入札説明書に掲げる事項を満たさない者は、当該入札を無効とする。

### 3 契約担当課

公益財団法人広島市農林水産振興センター 農林部調整課  
〒739-1751 広島市安佐北区深川八丁目30番12号  
電話 082-845-4770

### 4 仕様書等の交付

仕様書等は、公益財団法人広島市農林水産振興センターのホームページからのダウンロードにより交付する。  
ただし、ダウンロードによる交付ができない場合は、入札公告に記載した期間中、契約担当課において閲覧する。

### 5 仕様書等に関する質問

#### (1) 質問書

仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。

なお、仕様書等に関する質問書は、公益財団法人広島市農林水産振興センターのホームページからダウンロードできる。

##### ア 提出期間

平成29年7月12日（水）から平成29年7月24日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

##### イ 提出場所及び問い合わせ先

前記3に同じ。

##### ウ 提出方法

持参又は郵便（配達証明付書留郵便）とする。

#### (2) 回答書

前記(1)の質問書に対する回答は、質問を受けた日の翌日（センターの休日を除く。）以後において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

##### ア 閲覧期間

平成29年7月13日（木）から平成29年7月25日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

##### イ 閲覧場所

前記3に同じ。

### 6 入札の方法

(1) 入札金額は、総価を記載すること。

(2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、初度入札にあつては入札書と同時に、再度入札にあつては落札候補者のみ、再度入札の開札後、後期11(3)に掲げる資格確認申請書等の提出期限までに持参により提出しなければならない。入札金額内訳書の提出がない場合は、落札者となることができない。

### 7 入札回数等

(1) 入札回数は2回限りとし、この結果、落札者（落札候補者）がない場合は、入札を打ち切る。

(2) 初度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がない場合、1回に限り再度入札を行う。

(3) 初度入札に参加していない者及び初度入札において無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

### 8 入札書等の提出方法等

#### (1) 入札書等の提出方法

入札書等は、持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること。

##### ア 持参する場合

入札書の持参により入札に参加する場合は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる書類（(イ)及び(ウ)は初度入札に限る。）を入れたそれぞれの封筒を同一の持参用の封筒に入れ、その封筒には、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、封筒の表に「平成29年7月27日開札「太田川源流の森施業計画再

編業務業務に係る入札書等」在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称、FAX番号及び業者番号を記載し、後記(2)ア(ア)の提出期間（以下「持参提出期間」という。）内に前記3に持参すること。（後記「入札書等の提出方法」参照）。

入札書等が持参提出期間内に持参されなかった場合は、当該入札に参加していない扱いとする。

(ア) 入札書

入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として広島市に届け出ている印鑑によること。）した上、定形封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「平成29年7月27日開札「太田川源流の森施業計画再編業務に係る入札書（第〇回）」在中」（入札書の回数は、初度入札にあっては「第1回」、再度入札にあっては「第2回」と記載すること。）と表示し、商号又は名称を記載すること。

なお、入札書は、本センター所定の様式（公益財団法人広島市農林水産振興センターのホームページに掲載。）を使用して作成すること。

(イ) 委任状（初度入札に限る）

代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記(ア)の封筒に同封すること。（外国事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。）

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人 〇〇 〇〇 印

なお、委任状は、本センター所定の様式（公益財団法人広島市農林水産振興センターのホームページに掲載。）を使用して作成すること。

(ウ) 入札金額内訳書（初度入札に限る。）

入札書に記載した入札金額に対応した入札金額内訳書を、積算金額が他の者に知られないよう、積算し、封筒に入れて入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「平成29年7月27日開札「太田川源流の森施業計画再編業務に係る入札金額内訳書」在中」と表示し、商号又は名称を記載すること。

なお、入札金額内訳書は入札書記載金額に対応した（金額が一致している）ものであること。作成方法は「入札金額内訳書作成手引」による（公益財団法人広島市農林水産振興センターのホームページに掲載。）入札金額内訳書は、本センター所定の様式（公益財団法人広島市農林水産振興センターのホームページに掲載。）を使用して作成すること。

イ 郵送（配達証明付書留郵便）する場合

入札書の郵送（配達証明付書留郵便）により入札に参加する場合は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる書類（(イ)及び(ウ)は初度入札に限る。）を入れたそれぞれの封筒を同一の郵送用の封筒に入れ、その封筒には、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、その表に「平成29年7月27日開札「太田川源流の森施業計画再編業務に係る入札書等」在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称、FAX番号及び業者番号を記載し、後記(2)イ(ア)の提出期間（以下「郵送提出期間」という。）内に前記3に郵送（配達証明付書留郵便）すること。（後記「入札書等の郵送方法」参照）。

入札書等が郵送提出期間内に郵送（配達証明付書留郵便）されなかった場合は、当該入札に参加していない扱いとする。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(ア) 入札書

入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑とし

て広島市に届け出ている印鑑によること。) した上、定形封筒(長形3号又は長形4号(JIS規格))に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「平成29年7月27日開札「太田川源流の森施業計画再編業務に係る入札書(第〇回)」在中」(入札書の回数は、初度入札にあっては「第1回」、再度入札にあっては「第2回」と記載すること。)と表示し、商号又は名称を記載すること。

なお、入札書は、本センター所定の様式(公益財団法人広島市農林水産振興センターのホームページに掲載。)を使用して作成すること。

(イ) 委任状(初度入札に限る。)

代表者及び届出代理人(代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者)(以下「代表者等」という。)でない者が、当該入札において代理人(届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。)として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記(ア)の封筒に同封すること。(外国事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。)

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

(入札者住所氏名欄の記載例)

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人 〇〇 〇〇 印

なお、委任状は、本センター所定の様式(公益財団法人広島市農林水産振興センターのホームページに掲載。)を使用して作成すること。

(ウ) 入札金額内訳書(初度入札に限る。)

入札書に記載した入札金額に対応した入札金額内訳書を、積算金額が他の者に知られないよう、積算し、封筒に入れて入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「平成29年7月27日開札「太田川源流の森施業計画再編業務に係る入札金額内訳書」在中」と表示し、商号又は名称を記載すること。

なお、入札金額内訳書は入札書記載金額に対応した(金額が一致している)ものであること。作成方法は「入札金額内訳書作成手引」による(公益財団法人広島市農林水産振興センターのホームページに掲載。)入札金額内訳書は、本センター所定の様式(公益財団法人広島市農林水産振興センターのホームページに掲載。)を使用して作成すること。

(2) 入札書等の提出期間等

ア 持参による場合の提出期間及び提出場所

(ア) 提出期間

a 初度入札

平成29年7月12日(水)から平成29年7月26日(水)の午前8時30分から午後5時まで

b 再度入札を実施する場合

初度入札の終了時から平成29年7月31日(月)の午後5時まで

(イ) 提出場所

前記3に同じ。

イ 郵送(配達証明付書留郵便)による場合の提出期間及び提出先

(ア) 提出期間

前記ア(ア)に同じ。

(イ) 提出先

前記3に同じ。

(3) 共通事項

入札書等の提出後は、入札(開札)日時前であっても、提出された入札書等の書換え、差換え又は撤回等は一切認めない。

## 9 開札等

### (1) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年7月27日(木) 午前10時00分

(再度入札を実施する場合は、ファクシミリによる再入札通知書により、再度入札に係る開札の日時を通知する。)

イ 場所 広島市安佐北区深川八丁目30番12号  
広島市農業振興センター 1階 会議室

### (2) 開札

ア 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。(立ち会うことができる者は、1名とする。)

イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の「翌日(休日でない日)」にくじ引きにより落札候補者を決定する。

ただし、同価の入札をした者のすべてが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者を決定する。なお、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

エ その他開札及び落札候補者の決定に関しては、公益財団法人広島市農林水産振興センター物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領に定めるところによる。

## 10 資格確認申請書等の提出

落札候補者となったものは、次により、資格確認申請書等を持参して提出するものとする。

また、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、広島市が指名停止措置を行うことがある。申請書等は、本センター所定の様式(公益財団法人広島市農林水産振興センターのホームページに掲載。)を使用して作成すること。

### (1) 提出先

前記3に同じ。

### (2) 添付書類

ア 配置予定技術者等調書(様式3)

(ア) 入札公告に記載した入札参加条件の技術者等に該当する技術者(開札日の前日以前に雇用関係がある者に限る。)に記載すること。

なお、申請書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の配置予定技術者を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別葉とすること。

(イ) 技術者の業務経歴は、入札公告に記載した入札参加条件の会社の業務実績に該当する業務のうち、代表的な業務を記載(最高2件まで)すること。

入札公告で特に明記していない限り、1件の業務で条件を満たしていなければならない。

(ウ) 記載された業務実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計実績情報サービス(TECRIS)」に登録されているデータ(以下「業務カルテ」という。)の写しを添付すること。業務カルテの写しを添付することができない場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること(いずれの場合であっても、入札参加条件とした業務実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計書及び仕様書等(以下「設計書等」という。))も併せて添付すること。民間業務の場合も同じ。)

(エ) 記載された配置予定技術者の資格等の確認資料として、技術検定合格者証明書等当該資格を証明するものの写しを添付すること。

(オ) 記載された配置予定技術者の雇用関係を確認できるものの写し(健康保険被保険者証等)を添付すること。

(カ) 落札した場合は、配置予定技術者を必ず本件業務に着手から完成まで(委託期間が変更された場合は変更後の委託期間末まで)配置すること。ただし、病気、退社等本市がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない(場合によっては、事情聴取を行う。))。

イ 広島市税の納税証明書(写し)

「平成〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がな

い。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写し。（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写し。〔電子納税証明書は不可〕（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(3) 提出部数

提出部数は、1部とする。なお、提出された資格確認申請書等は、返却しない。

(4) 提出期限

平成29年7月27日（木）の午後5時まで。

（再度入札を実施する場合は、平成29年7月31日（月）の午後5時まで。）

ただし、前記9(2)ウの本文によりくじ引きを行う場合及び当初落札候補者となった者ではない者が落札候補者となった場合は、別途提出期限を指定する。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(5) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(4)の提出期限までに提出できるよう、あらかじめ準備しておくこと。

## 11 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記9により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合において、落札候補者は、本センターから資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。なお、開札日時以後、落札決定までの間に入札公告に記載する広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは広島市の指名停止措置を受けたとき又はその他競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

## 12 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

ア 前記9により落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

この場合において、入札参加資格の確認を受ける入札参加者が、当該開札日時から落札者の決定までの間に次のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札を無効とする。

- ① 競争入札参加資格の取消事由に該当することとなったとき
- ② 本市の指名停止措置を受けることとなったとき
- ③ 資格確認申請書又はその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ④ 入札参加資格を満たさなくなったとき又は入札に関する条件に違反することとなったとき

イ 落札者の決定結果は、ファクシミリにより入札参加者全員に通知する。

(2) 最低制限価格

設定する。再度の入札を行うこととなった場合において、初度の入札において最低制限価格に満たない価格をもって入札を行った者は、当該再度の入札に参加することができない。

## 13 本件業務の履行に当たって

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに公益財団法人広島市農林水産振興センター契約規則等の諸規程及び公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。

ア 広島市発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者

イ 広島市発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の

当事者又は代理若しくは媒介をする者

なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び広島市が指名停止措置を行うことがある。

- (3) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本センターに報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、広島市が指名停止措置を行うことがある。

## 14 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に公益財団法人広島市農林水産振興センター理事長を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記1に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（公益財団法人広島市農林水産振興センターのホームページからダウンロードできる。）を、前記3に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に本センター、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（公益財団法人広島市農林水産振興センターのホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、本センターによる審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本センターにおいて上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記1に申請すること。

- (4) 契約書の作成等

ア 落札者は、後記(7)の契約締結日までに契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、公益財団法人広島市農林水産振興センター競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、入札保証金相当額の損害賠償金（支払予定額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、公益財団法人広島市農林水産振興センター及び落札者がそれぞれ、記名・押印の上、各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、本センター及び落札者がそれぞれ負担する。ただし、契約書用紙は、本センターが交付する。

- (5) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、公益財団法人広島市農林水産振興センターのホームページに掲載するので入札前に確認すること。

- (6) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
  - イ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札
  - ウ 入札金額を訂正したもの
  - エ 再度入札において、前回入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札
  - オ その他規則第7条各号のいずれかに該当する入札
- (7) この入札に係る資料等（入札関係資料等）は、次のとおり、公益財団法人広島市農林水産振興センターのホームページに掲載する。

入札関係資料等	掲載場所
01 入札公告（写し） 02 入札説明書 03 委託契約書（案） 04 委託契約約款及び個人情報取扱特記事項 05-01 仕様書 05-02 位置図 05-03 履行場所の現況 05-04 設計書 06 積算参考資料 07-01 入札金額内訳書様式（表紙） 07-02 入札金額内訳書様式 08 一般競争入札参加資格確認申請書様式 09 入札金額内訳書作成手引 10 仕様書等に関する質問書 11-01 入札書様式 11-02 委任状様式 12 入札書等の郵送方法 13 契約保証金の納付等について 14-01 契約履行実績による契約保証金の納付の免除について 14-02 契約保証金免除申請様式	公益財団法人広島市農林水産振興センター の ホームページ  <a href="http://www.haff.city.hiroshima.jp/">http://www.haff.city.hiroshima.jp/</a>